

内 務 規 程

平成 16 年 7 月 5 日
川口地区町会自治会連合会

会則には記載しないが、下記事項について委員総会の申し合わせとして、議事録に記載する。

記

1. 三役会において必要があると認めたとき、会計監査・事務局長・事務局次長の出席を求めることが出来る。
2. 事務局長及び事務局次長が任務遂行のために、町自連・町会連合会行事の参加費用は原則として、町会連合会より支出することが出来る
3. 退任者慰労金規程
本会の委員等が、その役を辞した時は、感謝の意を含めて慰労金を贈る事とする。
 - (1) 任期 1 年は、弐千円又は商品券とする
但し平成 18 年度より実施
 - (2) 弐年以上一期（2 年）として五千円または商品券とする
但し、三万円を上限とする
但し平成元年以降退任された方に施行
4. 弔慰金及び見舞金規程
本会の委員等に対して、見舞金或いは香典・生花を贈ることができる
 - (1) 本人死亡の場合 : 香典一万円・生花を贈る
 - (2) 見舞金: 本人が病気又は事故により、一ヶ月以上の入院加療を要する場合、見舞金として一万円を贈る
平成 19 年 1 月 20 日より施行

以上